

令和6年4月5日

大河原 まさこ 衆議院議員事務所 御中

文部科学行政に関しまして、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

御依頼いただいた件につきまして、以下のとおり回答いたします。

【回答】

○学校等での香害をなくす取り組みを進めてください。

いわゆる「香害」により健康被害を訴える人がいることについて理解が得られるよう、関係省庁と連携して周囲の方に対する香りへの配慮について啓発するポスターを作成し、各都道府県・市町村教育委員会等を通じて学校に対して周知を図っているところです。

また、各学校において個々の児童生徒等の実情に応じて個別の配慮が適切に行われるよう、いわゆる化学物質過敏症について取り上げた参考資料について、教育委員会等を対象とした研修等を通じて周知を図っています。

各学校において個々の児童生徒等の実情に応じた配慮が適切に行われるよう、引き続き、必要な情報共有や情報提供を行ってまいります。

○「学校環境衛生基準」を拡大解釈して援用するか、または改定し、教室に児童生徒がいる状態で、総揮発性有機化合物（TVOC）も含め、空気質の測定を行ってください。

総揮発性有機化合物（TVOC）については、その評価が明確でなく、今後、何らかの指針値とするには測定法等の確立が求められるものと考えます。厚生労働省においてもあくまで暫定目標値としているものであり、文部科学省としても学校環境衛生基準の検査項目には含めておりません。

児童生徒が教室内にいる状況においては、学校環境衛生基準に基づき適切に換気を行うために窓や扉の開閉が行われ、室内濃度が低くなることから、揮発性有機化合物の検査については、児童生徒がない教室や体育館等において、測定前に教室等を30分以上換気の後、5時間以上密閉して教室内の環境で放出される物質の影響を確認することとしております。

なお、浮遊粉じんについては、通常、児童生徒がいる状況下で測定されているものと認識しております。

○香害で通学がままならない児童生徒数や教職員数など、学校等での香害被害の実態調査を行ってください。

香料等に含まれる化学物質による健康影響について、疾病概念が確立していない状況において、その被害の実態等を一律に収集することは困難と考えます。

各学校においては、個々の児童生徒の実情に応じ、養護教諭を含む教職員、学校医等が連携しつつ、個別の配慮を行うよう指導しているところです。

今後も教育委員会等の担当者を対象とした研修等において、香料等に起因するものも含めたいわゆる「化学物質過敏症」により困っている児童生徒に対して個別の配慮を行うよう周知を図ってまいり

ます。

○第四級アンモニウム塩で消毒された学校給食用白衣を使用しないでください。

第四級アンモニウム塩（塩化ベンザルコニウムなど）で消毒されている学校給食用の白衣の使用について、疾病概念が確立していない状況において、一律に対応することは困難と考えます。

○研修会等を通じて、香害についての情報を学校教職員、学校関係者に周知してください。

また、文科省で独自のポスターを作成し、学校等における香害をもたらす家庭用品の使用自粛を呼びかけてください。

関係省庁と連携して作成した香りの配慮に関するポスターについては、各都道府県・市町村教育委員会等を通じて学校に対して周知を図っているところです。

また、教育委員会等の担当者を対象とした研修等を通じて、各学校において個々の児童生徒等の実情に応じた配慮が適切に行われるよう、ポスターの活用を含め、必要な情報共有や情報提供を行ってまいります。

○貴省職員に研修を行い、香害をもたらす家庭用品の使用自粛を職員から始めてください。

職場に5省庁連盟ポスターを掲示し、周知を行っているところです。今後も、必要に応じて職員への啓発等を行ってまいります。

御質問、御不明な点等がございましたら、以下の担当まで御連絡いただきますようお願いいたします。

引き続き、御指導・御鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

＜本件担当＞

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 保健管理係

電話：03-6734-2976（直通）